

パブリックコメントの実施

守口市子ども子育て支援事業計画(案)

市では、守口市子ども子育て会議を設置し、平成27年度から5年間の就学前の教育・保育の確保方策や地域での子育て支援の今後の方向性を示す「守口市子ども子育て支援事業計画(案)」の作成作業を進めています。

計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施しますので、みなさんのご意見を寄せさせていただきます。

募集期間 11月28日(金)～12月19日(金)

閲覧場所 こども政策課、児童センター、子育て支援センター、わかさぎ園、ムーブ21、エナジーホールに募集要項および意見提出用紙を設置。また、市ホームページにも掲載します。

提出方法

- ① 閲覧場所へ持ち込み
- ② 郵送 〒570-8666京阪本通2-2-15こども政策課※12月19日(金)の消印有効
- ③ FAX 6994・1691
- ④ Eメール kodomo_seisaku_kai@city-moriguchi-osaka.jp

※住所、氏名および連絡先は必ず記載して下さい。

問合せ こども政策課(☎6992・1665)

多重債務・労働問題相談

「サラ金などの多重債務で返済に困っているのですが…」 「住宅ローンが払えなくて…」 「セクハラ・パワハラ・職場でのいじめ・嫌がらせを受けたら…」 「会社を一方的に解雇されたのですが…」 「未払い・不払いの残業代を請求するには…」 「ブラック企業の見分け方は…」

借金・返済過多・職場のトラブル・労働問題などさまざまな悩みに応え、解決への一歩をアドバイスしています。

相談日 毎週木・土曜日(年末年始、祝日を除く) 時間 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く) ところ 京阪守口市駅前テラスプラザ2階ラポール

※予約制・秘密厳守・相談無料

予約・問合せ 地域振興課(☎6992・1490)、ラポール(☎6992・1290)

パブリックコメントの実施

守口市行政手続条例の一部改正(案)について

守口市行政手続条例の一部改正を次のとおり検討しています。

詳細については、閲覧場所へ設置、掲載などをしていきます。

改正について

○法令違反の事実を発見した場合に、処分・指導権限がある市の機関に対して、書面で具体的な事実を示し、その是正を求めるところを定めることとします。

○法律・条例に基づく行政指導を受けた者は、その行政指導が当該法律・条例に規定する要件に該当しないと思う場合に、書面での中止などを求めることができることとします。

募集期間 12月1日～1月6日(火)

閲覧場所 市役所(法制文書課および守口市情報コーナー)、公民館などの施設に募集要項および意見提出用紙を設置。また、市ホームページにも掲載しています。

提出方法

- ① 閲覧場所へ持ち込み
- ※施設によって休日が異なりますので注意して下さい。
- ② 郵送 〒570-8666京阪本通2-2-15法制文書課※1月6日(火)の消印有効
- ③ FAX 6994・1691
- ④ Eメール Mori_bunsho@city-moriguchi-osaka.jp

※住所、氏名および連絡先は必ず記入して下さい。

提出・問合せ 法制文書課(☎6992・1427)

地域コミュニティ拠点施設だより①

基本設計最終案が完成

市では、東部エリアの地域コミュニティ拠点施設を旧藤田中学校跡地に建設するにあたり、市民のみなさんの意見を基本設計に反映させるため、8月から4回にわたってワークショップを実施しました。

最終回である第4回ワークショップ(11月13日開催)では、第1～3回で頂いた意見や提案をもとに、検討結果をまとめた基本設計最終案の報告を行いました。

最終案、ワークショップで出された主な意見や概要をまとめたニュースレターは、コミュニティ推進課、各公民館で閲覧でき、ホームページでも掲載していますのでご覧下さい。

問合せ コミュニティ推進課(☎6992・1520)

リサイクル情報

登録受付・紹介のみ
(品物はお預かりしていません)

【受付日】
12月8日(月) 9:30～15:00
9日(火) 9:30～12:00

市消費生活リーダークラブ
(市消費生活センター内)
☎6992-1336

- ☆ゆずります
- 液晶テレビ(40インチ)
 - ソファー(3人掛)
 - 三面鏡(いす付)
 - 卓球台(ラケット、球付き)
 - ベビーチェア(ロータイプ・折りたたみ式)
 - フラワーアレンジメント用資材(フォーム、トレイ、ポート)
 - 文机(折りたたみ式)
 - 電気ファンヒーター(キャスター付き)
- ※申し込み多数の場合は9日(火)の受付終了後にセンターで抽せんします。
- ★求めています
- 小型犬用バギー
 - 地デジチューナー
 - 地デジ対応テレビ(16～22インチ)
- ※リサイクル品の故障や破損に関するトラブルについては、責任は負いません。

福祉の生活総合相談窓口

市では、市民のみなさんの日常生活における悩みや福祉制度などに関する相談に応じるため、心配ごと相談員と※コミュニティソーシャルワーカー(福祉専門の相談員)による相談窓口を、下表(市内6か所)の施設に設置しています。

相談は無料で、秘密は厳守します。身近な相談窓口として利用して下さい。

なお、心配ごと相談は12月15日(月)～1月15日(木)までお休みです。

種類	場所	相談時間	問合せ
心配ごと相談	市役所1号別館1階 市民相談コーナー	毎週月曜日 13:00～16:00	社会福祉協議会(☎6992・2715)
	イオンモール大日内 大日サービスクーナー	毎週木曜日 13:00～16:00	
※コミュニティソーシャルワーカー(福祉専門の相談員)	守口市いきいきネット相談支援センター(旧消費生活センター、守口市社会福祉協議会事務局) 寺内町1-16-5	毎週月～金曜日 9:00～17:30	
	守口市いきいきネット相談支援センター(旧坂部医院) 大久保町1-51-5	月・水・木・金曜日 9:00～17:00	
	守口市いきいきネット相談支援センター(佐太老人福祉センター内) 佐太中町7-5-2	毎週火曜日 9:30～17:00	
	守口市いきいきネット相談支援センター(菊水老人福祉センター内) 菊水通2-5-7	毎週木曜日 9:30～17:00	

※コミュニティソーシャルワーカー(福祉専門の相談員)とは? 支援を必要とする高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などの福祉の向上と自立生活を支援するための専門職です。暮らしに関わるさまざまな問題を解決できるように支援します。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10(水)～16日(火)

北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の関心と認識を深めることを目的とし、国では、国連総会本会議において「北朝鮮の人権状況」決議が採択された日(2005年12月16日)を記念して、毎年12月16日を最終日とした1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

この期間中、全国的に啓発活動を展開します。

問合せ 人権室(☎6992・1512)、守口警察署(☎6994・1234)

善意

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のために】(公社)守口市シルバー人材センター、匿名1件

問合せ 危機管理課(☎6992・1496)

「広報もりぐち」A4冊子に

～平成27年1月1日号から～

平成27年1月1日号から、「広報もりぐち」がタブロイド版からA4冊子版にリニューアルします。

「見やすい」「スッキリした誌面」を作成し、新コーナーを設けるなど、今まで以上に親しみを持ってもらえるような誌面作りを目指します。

ご協力ありがとうございます

東日本大震災義援金

守口市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額送金させていただきました。

10月1～31日までに協力いただいた方は次のとおりです。

西谷昌子(敬称略)

10月31日までに寄せられた義援金の総額は3千80万6千500円です。

ありがとうございます。引き続き、義援金の受付は平成27年3月31日(火)まで行っておりますので、ご協力をお願いします。

問合せ 危機管理課(☎6992・1496)

手軽に読める「広報もりぐち」～広報紙～

い(でも)、どこでも簡単に読めるので、ぜひ利用して下さい。

設定方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 広報広聴課(☎6992・1353、1355)